

本市が代位取得した第三者行為(交通事故)に係る
医療扶助費の損害賠償請求訴訟の判決について

1 報告趣旨

令和3年第2回市議会定例会で議決された第88号議案により訴えの提起をした医療扶助費の損害賠償請求について、令和3年(2021年)12月24日に判決が出たため、報告する。

2 報告内容

(1) 訴えの内容

平成29年(2017年)12月26日、本市の生活保護受給者(以下「被保護者」という。)が原動機付自転車を運転し、市内本郷町地内を走行中、後方から同車を追い越すように走行してきた第三者(以下「加害者」という。)の運転する大型貨物自動車と接触し、被保護者が負傷した。

生活保護法(昭和25年法律第144号)第76条の2に基づき損害賠償請求権を代位取得し、加害者に対して損害賠償を請求したが応じなかったため、市議会での議決を経て医療費相当額の損害賠償を請求する訴えを提起した。

(2) 訴訟の結果

本市の請求が認容され、市が勝訴した。

(3) 損害賠償額(医療費相当額)

6,457,030円

※当初6,461,060円を請求したが、本件事故以外の調剤費が含まれていたため変更の申し立てを行った。

(4) 判決内容

医療費相当額に遅延損害金を含めた額を本市へ支払う。

本市への支払額合計 7,698,567円

(遅延損害金1,241,537円を含む。令和4年(2022年)2月3日支払済)

(5) 判決理由

当事者間での争いがない事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、請求原因事実はすべて認めることができる。